

<一般市町村に係る見直し>

(○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市)、➡:見直し(町村))

都市計画の内容	市町村決定		都道府県決定			移譲の方針*	
	都道府県知事の同意		大臣の同意				
	不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ 同意	同意		
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	区域区分の有無及び方針並びに国の利害に重大な関係がある都市計画の決定の方針			区域区分の方針に係る部分を除く	○	①	
	その他			○ △		①	
区域区分				○ △		①	
都市再開発方針等				○ △		①	
用途地域(*2)	三大都市圏等(*3)			○ △			
	その他	○ △					
特別用途地区(*2)		○ △					
特定用途制限地域(*2)		○ △					
特例容積率適用地区	三大都市圏等(*3)			○ △			
	その他	○ △					
高層住居誘導地区	三大都市圏等(*3)			○ △			
	その他	○ △					
高度地区(*2)		○ △					
高度利用地区		○ △					
特定街区		○ △					
都市再生特別地区					○△	②	
防火地域・準防火地域		○ △					
特定防災街区整備地区		○ △					
景観地区(*2)		○ △					
風致地区(*2)	面積10ha以上		二以上の市町村の区域にわたる場合	○			
	その他	○ △	二以上の市町村の区域にわたらない場合	△			
駐車場整備地区		○ △					
臨港地区	特定重要港湾		指定特定重要港湾以外	○ △		②、③	
	重要港湾		○ △			③	
	その他	○ △					
歴史的風土特別保存地区				○△		②	
緑地保全地域			二以上の市町村の区域にわたる場合	○			
特別緑地保全地区	面積10ha以上		二以上の市町村の区域にわたらない場合	△			
	その他	○ △	二以上の市町村の区域にわたる場合	○			
(近郊緑地特別保全地区)			二以上の市町村の区域にわたらない場合	○			
緑化地域		○ △					
流通業務地区			○ △			③	
生産緑地地区		○ △					
伝統的建造物群保存地区(*2)		○ △					
航空機騒音障害防止地区			○△			③	
航空機騒音障害防止特別地区			○△			③	
促進区域	市街地再開発促進区域	○ △					
促進区域	住宅街区整備促進区域	○ △					
促進区域	土地区画整理促進区域	○ △					
促進区域	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○ △					
促進区域	遊休土地転換利用促進地区	○ △					
促進区域	被災市街地復興推進地域	○ △					

* 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。